

軽油引取税や石油石炭税の免税等に関する意見書

日本経済の回復の兆しが一向に見えない中、昨今の原油価格の高騰や資材価格の上昇は、本市の農林漁業の経営に大きな影響を及ぼしている。さらに追い打ちをかけるように、東日本大震災に係る福島第一原子力発電所の事故による直接的・間接的な被害をこうむったことから、経営環境はより厳しさを増している。

軽油引取税については、平成 21 年度の地方税法等の改正により一般財源化され、あわせて免税制度も大きく変更をされた。農林漁業における燃油に係る軽油引取税については、平成 24 年 3 月 31 日までは免税措置が継続されているが、これが廃止されれば、農林漁業経営に甚大な影響を与えることが懸念される。

また、農林漁業用 A 重油に係る石油石炭税の免税・還付措置については、これまでも数次にわたり延長措置が講じられてきたが、これらが平成 23 年度をもって終了した場合や、新たな負担増となる地球温暖化対策に係る税についても、農林漁業経営へのさらなる負担を強いることとなり、大きな影響を及ぼすことが懸念される。

よって、国においては、下記の事項について、実現を図られるよう強く要望する。

記

- 1 漁船及び農林業用機械に使用する軽油に係る軽油引取税の免税措置について継続すること。
- 2 農林漁業用 A 重油に係る石油石炭税の免税・還付措置について継続すること。
- 3 地球温暖化対策に係る税については、農林漁業者の負担がふえることのないよう万全の措置を講ずること。

特に、燃油への課税については油種にかかわらず負担増を回避するよう措置すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成23年10月14日

沼津市議会